

令和7年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金の申請にあたって

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、中小企業者等の振興と経営の安定および省エネ・再エネ等設備の導入を支援します。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 中小企業者等であって滋賀県内に事業所等を有する事業者
- (2) 滋賀県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (3) 運用改善の計画を作成し、その効果を実績報告時又は1年後の効果報告時に明確にする必要があります。
- (4) 省エネ・再エネ等設備補助対象事業を実施しようとする事業所等について、省エネ診断を受けた事業者（ただし、再エネ等設備を整備する時に省エネ診断を受ける事が出来ない場合は除く。）
- (5) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県民間事業者ピーク対策・省エネ設備導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金、滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金または省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金の交付を受けていない事業者（ただし、太陽光発電設備等及びその他再エネ等設備のみ導入する場合は除く。）
- (6) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあつては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあつては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

* 資本金の額又は従業員数

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

3 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

①省エネ設備の導入

過去に省エネ診断（※1）の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備

（次のいずれかに該当するものを除く。）

（ア）生産設備および事務用機器

（イ）国または国の関連団体の補助金の交付を受ける見込みである設備

②太陽光発電設備等

表1 補助対象設備のうち「太陽光発電設備等」に記載のある設備

③その他再エネ等設備の導入

表1 補助対象設備のうち「その他再エネ等設備」に記載のある設備

◆留意事項

- ・ 補助対象は未着手のものに限ります。交付決定後に事業に着手（発注）してください。
- ・ 中古品への交換は対象となりません。
- ・ 発電電力の売電等、営利目的が明らかになった場合（※2）適用外とする場合があります。
- ・ 再エネの場合、自立運転機能を有するパワーコンディショナーは1台以上設置すること。
複数事業所で実施する場合は、各事業所に1台以上必要。

(※１) 省エネ診断とは、「過去に省エネ診断の実績がある診断機関のエネルギー管理士等の資格を持つ専門家が、補助事業者が整備を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の整備についてエネルギーの使用削減量や二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。現在、(公財)滋賀県産業支援プラザでは、中小企業の省エネ診断支援事業(定数になり次第終了)を実施していますので、ご利用ください。

URL : <https://www.shigaplaza.or.jp/service/esp>

(参考) 省エネ・節電ポータルサイト URL:<https://www.shindan-net.jp/> ※診断に要する期間は実施機関にお尋ね下さい

(※２) 余剰電力の売電を行う場合、発電電力の 50%以上の売電を営利目的の目安とします

(2) 交付の判断基準

原則として、資料が全て揃っていれば到着順に審査し、審査通過したものから採択しますが、各種要因（例：債務超過で経営の改善が見込まれない 等）で事業計画の遂行に支障があると認められる場合は不採択となる場合があります。

◆留意事項

- ・ 令和 8 年 2 月 1 0 日までに事業を完了し実績報告書類の提出を行う必要があります。事業完了から実績報告書提出までは、必ず余裕を持ったスケジュールを立ててください。
- ・ 交付決定前に事業に着手（発注または契約締結のいずれか早い方）したもののついては、補助金を交付しない。

表 1

補助対象設備		補助要件		
省エネ設備	過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネにつながる設備	(1) 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと ア 対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて 5 %以上の削減が見込まれること イ 対象事業所全体で 100 G J 以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること (2) 照明設備を更新する場合は、滋賀県が運営管理する J-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（LED 照明）」に入会すること	次のいずれかに該当するものを除く (1) 生産設備および事務用機器 (2) 国または国の関連団体の補助金の交付を受ける見込みである設備	
太陽光発電設備等	太陽光発電＋蓄電池	(1) 発電出力 5 kW 以上であること (2) 自立運転機能を有していること（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がない場合に、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合も対象とする。）	(1) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、1 事業所あたり、年間 3, 600kWh 以上かつ、発電量の 50 %以上の電力を自家消費すること	
	太陽光発電	(3) 蓄電池を導入する場合は総蓄電容量 3 kWh 以上かつ発電出力の同等以下であること (4) P P A またはファイナンスリースにより事業を実施する場合、 需要家と P P A 事業者またはリース事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること		
その他再エネ等設備	備その他発電設備	風力発電	(1) 発電出力 1 kW 以上であること	
		小水力発電	(1) 発電出力 1 kW 以上 1, 000kW 以下であること	
		バイオマス発電	(1) バイオマス依存率 60 %以上であること (2) バイオマスの調達見通しが長期間あること (3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと	
	熱利用設備	太陽熱利用	(1) 集熱器総面積 5 m ² 以上であること (2) JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること	
		バイオマス熱利用	(1) バイオマス依存率 60 %以上であること (2) バイオマスの調達見通しが長期間あること (3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと (4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと (5) 年間温熱生産量（GJ／年）が 100GJ 以上であること	
		地中熱利用	(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること (2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が 5 kW 以上であること	
		下水熱利用	(1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること (2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が 5 kW 以上であること	
		その他熱利用	(1) 個別の事業計画による判断とする	
	燃料製造設備	バイオマス燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること (2) 薪、木炭の製造設備ではないこと (3) 製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。	
	エネルギー利用設備	ガスコージェネレーション	(1) 発電出力 5 kW 以上であること	
		燃料電池		
		蓄電池単体	(1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること (2) 総蓄電容量は 3 kWh 以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること (3) 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池（車載用を含む。）に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。	
		次世代自動車＋V 2 H	(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること (2) V 2 H は次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること	
		V 2 H 単体	(1) 太陽光発電設備を備えているまたは新たに設置すること (2) 太陽光発電システムと常時接続し、次世代自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、事業所の電力として使用するために必要な機能を有するものであること	

表 1（補足）

共通要件（以下の条件を全て満たすこと）	
(1) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。ただし、以下補助対象設備の組み合わせはこの限りではない。 ①省エネ設備 ／ 太陽光発電設備 ②省エネ設備 ／ 太陽光発電設備+蓄電池 ③V2H 単体 ／ 太陽光発電設備 ④V2H 単体 ／ 太陽光発電設備+蓄電池	
(2) 補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。 ただし、以下の場合はこの限りではない。 ①ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより設備を導入する場合 ②県内に発注または施工できる事業者がない場合	
(3) 滋賀県の他の補助金を受けたことがある、または受けようとする設備でないこと。	
(4) 過去に以下補助金の交付を受けて導入した設備の更新は対象外とする ①滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金 ②滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金 ③滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金 ④滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金 ⑤滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 ⑥滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金 ⑦滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 ⑧または省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金	

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

補助対象となる経費	補助対象外となる経費
・ 本工事費 ・ 付帯工事費 ・ 設備費 ・ 撤去工事費 （省エネ再エネ設備の更新に必ず必要なもの）	例） ・ 消費税および地方消費税 ・ 生産設備 ・ 設計費、調査費 ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等 ・ 撤去工事費（行わなくても設備の更新が可能なもの） ・ 給排水衛生関係設備（水栓金具等） ・ 設備に関わる消耗品等 ・ 資産計上できない設備等 ・ 既存機器等の撤去・移設・廃棄・処分費、冷媒ガス処理費等（必ず補助対象外経費に計上すること） ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費 ・ 定量的なエネルギー削減量の算出ができないもの（エネルギーマネジメントシステム等を除く） ・ 設置後、容易に移動することができると判断される設備 ・ 電力会社・消防書等への申請・届出・登録等に係る費用

◆留意事項

- ・ 対象経費毎の総額が60万円を下回る事業については、補助の対象としません。
- ・ 消費税および地方消費税は対象外とします。
- ・ 国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除きます。

5 補助金の額

補助金の額は表2に基づき算出します。

（例1）省エネ設備の更新（LED照明+空調機）

照明更新によるエネルギー削減量が30GJ、空調機の更新によるエネルギー削減量が20GJ、LED照明と空調機更新の補助対象経費合計が200万円の場合（ただしエネルギー削減率が5%以上）
 上限100万円、 $200 \text{万円} \times 1/3 = 66.6 \text{万円}$ 、 $(30+20) \text{GJ} \times 1 \text{万円} = 50 \text{万円}$
 となるため、最も低い50万円が補助金額となる。

（例2）再エネ設備の導入

太陽光発電容量25kWを導入し、補助対象経費合計が330万円の場合
 上限120万円、 $330 \times 1/3 = 110 \text{万円}$ 、 $25 \text{kW} \times 4 \text{万円（蓄電池無し）} = 100 \text{万円}$
 となるため、最も低い100万円となる

（例3）再エネ設備の導入

太陽光発電容量40kW+蓄電池9kWhを導入し、補助対象経費合計が690万円の場合

上限210万円、 $690 \times 1/3 = 230 \text{万円}$ 、 $40 \text{kW} \times 7 \text{万円（蓄電池有）} = 280 \text{万円}$
 となるため、最も低い210万円となる

*太陽光発電容量は太陽光モジュールとパワーコンディショナーの小さいほうの値を採用

表 2

対象設備	補助限度額	
	中小企業者等 ^{※1}	指定避難所等 ^{※1}
省エネ設備	以下のいずれか小さい額 (1) 100 万円 (2) 補助事業による事業所全体のエネルギー使用量（表 3 に掲げるエネルギー種別ごとの換算係数を使用して算出したもの）の削減量（GJ）に 1 万円を乗じて得た額。	
太陽光発電＋蓄電池	発電出力 1 kW あたり 7 万円を乗じて得た額（上限 210 万円（120 万円 ^{※2} ））	発電出力 1 kW あたり 10 万円を乗じて得た額（上限 300 万円（180 万円 ^{※2} ））
太陽光発電	発電出力 1 kW あたり 4 万円を乗じて得た額（上限 120 万円）	
風力発電	100 万円	150 万円
小水力発電	200 万円	300 万円
バイオマス発電	200 万円	300 万円
太陽熱利用	200 万円	300 万円
バイオマス熱利用	200 万円	300 万円
地中熱利用	200 万円	300 万円
下水熱利用	200 万円	300 万円
その他熱利用	100 万円	150 万円
バイオマス燃料製造	100 万円	150 万円
ガスコージェネレーション	200 万円	300 万円
燃料電池	200 万円	300 万円
蓄電池単体	蓄電容量 1 kWh あたり 5 万円を乗じて得た額（上限 50 万円）	蓄電容量 1 kWh あたり 7 万円を乗じて得た額（上限 75 万円）
次世代自動車＋V2H		100 万円
V2H単体	10 万円	

表 3

エネルギーの種類			単位発熱量	
			数値	単位
燃 料 お よ び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ/kl
	ガソリン		33.4	GJ/kl
	ナフサ		33.3	GJ/kl
	灯油		36.5	GJ/kl
	軽油		38.0	GJ/kl
	A 重油		38.9	GJ/kl
	B・C 重油		41.8	GJ/kl
	石油アスファルト		40.0	GJ/t
	石油コークス		34.1	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.1	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千 m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	54.7	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千 m3
	輸入原料炭		28.7	GJ/t
	コークス用原料炭		28.9	GJ/t
	吹込用原料炭		28.3	GJ/t
	輸入一般炭		26.1	GJ/t
	国産一般炭		24.2	GJ/t
	輸入無煙炭		27.8	GJ/t
	石炭コークス		29.0	GJ/t
	コールタール		37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		18.4	GJ/千 m3
	高炉ガス		3.23	GJ/千 m3
	発電用高炉ガス		3.45	GJ/千 m3
	転炉ガス		7.53	GJ/千 m3
	その他の燃料	都市ガス	45.0	GJ/千 m3
	産業用蒸気		1.17	GJ/GJ
	産業用以外の蒸気		1.19	GJ/GJ
	温水		1.19	GJ/GJ
	冷水		1.19	GJ/GJ
電 気			8.64	GJ/千 kWh

6 交付申請書の提出 ※提出前チェックシートを準備しています。

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ様式第1号により補助金交付申請書を提出してください。

添付書類は以下のとおりです。

- ① 交付申請チェックシート
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1） 共通および対象の省エネ・再エネ事業計画書
- ③ 事業計画書に定めるもの
（エネルギー削減根拠資料（省エネ）、自家消費率の根拠資料（再エネ）、事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、現況写真、設備の性能に関する資料および設備の整備に要する経費の根拠資料等＝見積書 等）（注1）
- ④ 省エネ診断の結果書類の写し （注2）
- ⑤ 直近2年間の財務諸表
- ⑥ 事業活動の内容を記した書類（会社案内パンフレット等）
- ⑦ 申請者の履歴事項全部証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）またはそれらに相当するもの
- ⑧ 県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ⑨ びわ湖カーボンクレジット入会届 *LED導入時のみ必要
様式第1号別紙2（LED照明設備） *LED導入時のみ必要
- ⑩ 様式第1号別紙3 CO2ネットゼロに向けた行動計画書 ※省エネ設備のみ

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

注1）見積書は2社以上。原則滋賀県内の事業者から入手。また申請時に有効期限内のものを提出のこと

注2）事業所等の新設等、省エネ診断を受ける事が出来ない場合は除く

受付期間は、令和7年4月18日（金）～令和7年12月12日（金）17時です。

書類が揃った申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。

締切間際は、大変混み合いますので、余裕を持った提出を心掛けてください。

（書類等に不備がある場合は不備が修正されるまで審査ができません。その場合他の申請を優先します）

提出はすべての書類を揃えて、補助金様式の Excel ファイルおよび添付資料(PDF やその他のデータファイル)を、メールにて kasokuka2025@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

メール送信が困難な場合は、事前に支援プラザへ相談ください。

交付申請後30日以内に、滋賀県産業支援プラザより交付決定可否の結果について通知します。

7 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。なお、補助金額は当初交付決定額が上限となります。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ②事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

8 実績報告・請求および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または原則、令和8年2月10日のいずれか早い日までに、次の①～⑧の書類を添えて、事業実績報告書（兼交付請求書）（様式第6号）を提出してください。

- ① 実績報告チェックシート
- ② 事業報告書（様式第6号別紙1）
- ③ 工事証明書（様式第6号別紙2）※発注先と施工者が違う場合は、施工者印必要
- ④ 支出証拠書類の写し（発注先業者との契約書または契約日が確認できる書類（発注書・請書等）、請求書および振込証明書の写し等）
※現金渡しは不可。振込証明できるものを提出ください
※振込手数料は必ず申請者負担とし、発注先に負担させないこと
- ⑤ 事業実施の状況がわかる写真（図面、写真等）
- ⑥ 事業報告書に定める書類
- ⑦ 取得財産等管理台帳（様式第9号）
- ⑧ 様式第6号別紙3 CO2ネットゼロに向けた行動報告書 ※省エネ設備のみ
- ⑨ 事業完了後の注意点確認書

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

実績報告の提出後、提出書類を審査の上、必要に応じて事業実施状況の現地確認のうえ、補助金の額の確定を行います。

すべての添付書類を添えて、補助金様式のExcelファイルおよび添付資料(PDFなどのデータファイルにて)をメールで kasokuka2025@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

実績報告の提出後、書類審査と必要に応じて現地確認を行い、補助金の額の確定を行います。実績報告書提出後30日以内に、滋賀県産業支援プラザより額の確定について通知します。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すことになります。

10 送金

額の確定通知書送付後すみやかに指定の口座に送金します。

1.1 事業効果の報告

省エネ・再エネ設備を導入した場合、事業完了の翌々年度の6月30日（令和7年度分は令和9年6月30日）までに事業の実施によるエネルギー使用の削減量、エネルギー創出量とその使用量等事業効果を把握し、事業効果報告書（様式第8号）を提出してください。

実績報告時に行動報告内容（様式第6号別紙3）が未完了だった場合には、行動報告書の再提出も必要です。（ただし省エネ設備のみ）

事業効果が補助の要件に満たない場合は、補助金の交付決定が取り消され、支払済みの補助金の返還となる場合があります。

1.2 財産の処分の制限

補助事業により整備された設備のうち、その取得価格または効果の増加価格が50万円以上のものについては、法定耐用年数（※3）に相当する期間内に処分等（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄）をする場合は、あらかじめ滋賀県産業支援プラザの承認を受ける必要があります。

承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を提出してください。

なお、承認を受けて処分等をしたことにより収入があったときは、財産処分基準に基づき、その収入の補助率に準じた金額を滋賀県産業支援プラザに納付していただくことがあります。

（※3）[減価償却資産の耐用年数等に関する省令](#)（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数
（例）照明設備：15年、空調設備：（器具及び備品）6年、（建物附属設備）13年または15年

1.3 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表を予定しております。

応募・問い合わせ先

滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO₂ネットゼロ支援課
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号（コラボしが21 2階）
電話：077-511-1424
FAX：077-511-1418 E-mail：kasokuka2025@shigaplaza.or.jp